

令和5年度に就任する名古屋市立大学医学部附属緑市民病院（仮称）及び厚生院附属病院（仮称）病院長の選考等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市立大学医学部附属緑市民病院（仮称）（令和5年度以降の名古屋市立大学（以下「本学」という。）医学部の附属病院となる名古屋市立緑市民病院をいう。以下同じ。）及び厚生院附属病院（仮称）（令和5年度以降の本学医学部の附属病院となる名古屋市厚生院（医療保護施設）をいう。以下同じ。）における最初の病院長（以下「病院長」という。）の選考、任命、任期等について定める。

（選考）

第2条 理事長は、次条に定める要件を満たす病院長候補者の推薦を求めるため、令和5年度に就任する名古屋市立大学医学部附属緑市民病院（仮称）病院長候補者選考会議及び令和5年度に就任する名古屋市立大学医学部附属厚生院附属病院（仮称）病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置するものとする。

2 選考会議が行う選考に関し、必要な事項は別に定める。

（病院長候補者の要件）

第3条 病院長候補者は、次の各号のいずれにも該当する者から選考する。

(1) 医学研究科教授（教授（診療担当）を含む。）の職にある者（医師法（昭和23年法律第201号）第2条に定める医師の免許を受けた者（以下単に「医師」という。）に限り、かつ、第5条に定める任期が開始する日において65歳以下の者に限る。）

(2) 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有している者

(3) 組織管理能力等の病院を管理運営するうえで必要な資質及び能力を有している者

2 医学研究科教授（教授（診療担当）を含む。）の職にあった者（医師に限り、かつ、第5条に定める任期が開始する日において65歳以下の者に限る。）は前項第1号に該当するものとみなす。

（任命）

第4条 理事長は、選考会議より推薦のあった病院長候補者について、教員人事検討委員会の議を経て、病院長を選考し、及び任命する。

2 前項の規定による任命を行った場合には、理事長は、その結果を役員会に報告しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事長は、病院長候補者が病院長の職務の遂行に堪えないと認めるときは、再度の病院長候補者の選考を選考会議に求めることができる。

（任期）

第5条 病院長の任期は、令和5年4月1日から2年間とする。

（公表）

第6条 理事長は、次の各号に該当するときは、当該各号に掲げる事項を速やかに公表する。

(1) 選考委員を選定したとき 委員名簿及び委員の選定理由

(2) 選考基準を定めたとき 当該選考基準

(3) 病院長を任命したとき 病院長を任命した理由及び任命の過程

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、
理事長が別に定める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。